

生活交通ネットワーク計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 24 年 6 月 19 日

(協議会名称) 美深町地域公共交通活性化協議会
会長 山 口 信 夫

0 生活交通ネットワーク計画の名称

美深町地域生活交通ネットワーク計画

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

美深町の公共交通は、町内を貫通する JR 線及び民間バス 1 路線を中心に、市街地と周辺の集落間の公共交通機関を、民間路線バスの欠損補助や町営バス（スクールバス、福祉輸送）等で確保してきた。

特に、市街地から 20 キロ離れた農村集落の仁宇布地区は、過去には国鉄美幸線の運行によって地域の足が確保されていたものの、過疎化に伴う廃止に伴い鉄道廃止代替バスがその後を担い、美深町の欠損補助によって維持してきた。

しかし、近年では人口の流出や自家用車の普及によって平均乗車密度が 2 人以下と非常に利用者が少なく、また、ほとんどが高齢者で自宅からバス停が遠いなどの理由から、利便性の向上と経費の圧縮を求められていた。

また、市街地域においては商業者の後継者不足や空き店舗・空き地による空洞化などの複合的要素によって年間販売額の減少など厳しい状況が続いている中で、高齢化の進行による市街地内での短距離移送の需要も高まっている。

こうした問題の解消に取り組むため、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき平成 22 年 3 月に「美深町地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」という。）を策定し、平成 22 年度から実証運行を開始している。

連携計画における交通サービス構築の狙いは、高齢者や障害者など交通弱者の通院や買い物などの移動を柔軟に確保するための市街地における新しい交通サービス「フレックスバス」の確立、仁宇布線バスのデマンド化による効率化と需要の集約、さらに既存のスクールバス混乗路線の利便性向上などを中心に、公共交通ネットワークを構築することで、公共交通の持続的確保と交通空白地の解消を目指したものである。

上記のような背景と連携計画をふまえ、名士バス（株）が名寄-美深恩根内間で運行している恩根内線を「地域間幹線系統」として、市街地フレックスバス及び仁宇布線デマンドバスを「地域内フィーダー系統」として本格運行を確立することを目指している。

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

<地域内フィーダー系統>

- 市街地フレックスバスの年間利用者数
(H25 年度) 4,000 人以上とする <H23 実績：1,485 人 (11～3 月の 5 カ月間)>
(H26 年度) 4,000 人以上とする
(H27 年度) 4,000 人以上とする
- 仁宇布線デマンドバスの年間利用者数
(H25 年度) 4,100 人以上とする <H23 実績：2,862 人 (7～3 月の 9 カ月間)>
(H26 年度) 4,100 人以上とする
(H27 年度) 4,100 人以上とする

(2) 事業の効果

<地域内フィーダー系統>

市街地フレックスバスの運行によって、幹線（恩根内線等）と支線のネットワーク網が構築でき、美深町市街地の交通空白地域を解消することができる。また、高齢者が積極的に外出できる機会作り、さらにバスの運行をきっかけとして商店街が活気づき、賑わいづくりにつながることが期待できる。

仁宇布線デマンドバスの運行は、幹線（恩根内線等）と支線のネットワーク網が構築できるとともに、仁宇布地区集落の高齢者や通園、通学などの日常生活に不可欠な移動手段を確保することができ、農村集落の維持が図られる。

また、当該地域は美深町の主要観光資源が存在する地域であり、観光客の移動手段確保によって地域活性化にもつながるものである。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

<運行系統の概要> ~地域内フィーダー系統

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／ 地域内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫 補 助 額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件
北海道 美深町	美深町 (市町村有償運送)	市街地フレック スバス	地域内フィーダ ー	1,304	地域間幹線 系統のフィ ーダー系統	運行ダイヤについて、JR 宗谷線及び名士バス恩根 内線との調整を行う	新たに運行 を開始する もの
	名士バス(株)	仁宇布線	地域内フィーダ ー	1,888	地域間幹線 系統のフィ ーダー系統	運行ダイヤについて、JR 宗谷線及び名士バス恩根 内線との調整を行う	新たに運行 を開始する もの
合 計				3,192			

<路線図・時刻表> ~地域内フィーダー系統

別添 1 のとおり

<運送事業者の決定方法> ~地域内フィーダー系統

- 市街地フレックスバス

連携計画に基づく実証試験 (H22～23 年度) から、市町村有償運送で行ってきており、当面は同様の運行を続ける。

○ 仁宇布線デマンドバス

これまで長年にわたり同区域における鉄道廃止代替バス路線を運行してきたこと、さらに幹線の恩根内線との接続環境の確保や、運転手の共用等事業コストの低減を図るため、名士バス株を選定している。

<運行予定期間> ~地域内フィーダー系統

美深町地域公共交通総合連携計画の長期的計画期間である平成 27 年度を目安に、一定の事業評価を行い、事業継続を検証するとともに、必要性の再確認と事業改善を図り、事業の継続を目指す。

<事業の新規性> ~地域内フィーダー系統

- ・地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、平成 21 年度に美深町地域公共交通総合連携計画を策定し、平成 22 年度から実証試験を行った路線である。
- ・実証試験を経て、地域住民の理解が得られたため、平成 24 年度から順次本格運行に移行する。

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添 2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」

なお、美深町から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

5 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

6 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

7 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」

(単位：人)

市 町 村 名	美 深 町
---------	-------

	人 口
人口集中地区以外	5, 178 人
交 通 不 便 地 域	5, 178 人

交通不便地域の内訳

人 口	対象地域	根 抠 法
5, 178 人	美深町(全域)	過疎地域自立促進特別措置法

8 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

9 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

10 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

11 協議会の開催状況と主な議論

<美深町地域公共交通活性化協議会>

<H21年度>

H 21.12.1 第1回 協議会の設立、地域公共交通総合連携計画策定について

H 22.3.5 第2回 平成22年度事業計画、

H 22.3.25 第3回 美深町地域公共交通総合連携計画について

<H22年度>

H 22.6.25 第1回 バスの実証運行試験について(市街地コミュニティバス、仁宇布線デマンドバス)

H 22.8.10 第2回 バスの実証運行試験について(市街地コミュニティバス、仁宇布線デマンドバス) ~実施について承認された

H 23.3.25 第3回 美深町地域公共交通活性化・再生総合事業計画変更について

<H23年度>

H 23.6.6 第1回 市街地フレックスバス、仁宇布線デマンドバスの実証運行試験、車両の購入について、仁宇布線の本格運行に向けて

H 23.9.07 第2回 自家用有償旅客運送者の登録更新について

H 23.9.29 第3回 市街地フレックスバスの実証運行試験について

H 24.2.22 第4回 仁宇布線デマンドバスの24年度本運行移行について(原案通り承認)、市街地フレックスバスの実証状況について

H 24.3.28 第5回 美深町公共交通実証運行事業報告について、平成24年度事業について

※法定協議会以外にも専門部会を設置して協議を行っている。

12 利用者等の意見の反映

利用者の意見については、以下の方法で集約、整理し、計画や実証運行に反映させている。

(1) 地域住民アンケートの実施(平成 22 年 2 月 23 日～3 月 5 日)

配付数：3,726 件(1,862 世帯)

【アンケート種別】	回収数
① 仁宇布線デマンド型運行に関する地域住民意識調査	41 件(20.9%)
② フリー乗車スクールバスに関する地域住民意識調査	82 件(22.2%)
③ 既存バス路線に関する地域住民意識調査	124 件(31.3%)
④ 市街地コミュニティバスに関する地域住民意識調査	611 件(16.8%)

(2) 市街地コミュニティバス実証試験利用者アンケートの実施

(平成 22 年 10 月 16 日～10 月 22 日)

回収数：30 件～バスに同乗し、利用者に直接聞き取り調査

(3) 仁宇布線デマンドバス実証試験利用者アンケートの実施

(平成 23 年 2 月 7 日～2 月 14 日)

回収数：17 件～バスに同乗し、利用者に直接聞き取り調査

(4) 市街地フレックスバス実証試験利用者アンケートの実施

①：H23.12.1～12.20、②：12.26.～12.31、③：H24.1.23～28、

④：H24.2.28～3.2

回収数：74 件～バスに同乗し、利用者に直接聞き取り調査

(5) 防災端末機を用いたアンケート調査の実施

光ケーブルによる防災端末機を用い、全戸に簡易アンケートを実施した。

H24.2.20～23(3日間)

アンケート送信数：2,256 端末、アンケート回答総数：808 件

(6) 仁宇布線デマンドバス実証試験利用者アンケートの実施

①：H23.8.22～8.27、②：H23.11.21～11.26、③：H24.2.21～27

回収数：38 件～バスに同乗し、利用者に直接聞き取り調査

13 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道上川総合振興局地域政策部地域政策課
関係市区町村	美深町(町長、副町長)
交通事業者・交通施設管理者等	名士バス(株)、(株)美深ハイヤー、私鉄総連名士バス支部、美深警察署、旭川開発建設部土別道路事務所、旭川建設管理部美深出張所
地方運輸局	旭川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	美深町教育委員会 住民又は利用者の代表 美深町自治会連合会、仁宇布自治会、恩根内自治会、玉川自治会 各種団体 美深町商工会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、 自治会女性部連絡協議会、地域安全推進協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町 18 番地

(所 属) 美深町地域公共交通活性化協議会(美深町総務課内)

(氏 名) 小林一仙(美深町総務課企画グループ)

(電 話) 01656-2-1645(直通)

(e-mail) b-kikaku@town.bifuka.hokkaido.jp